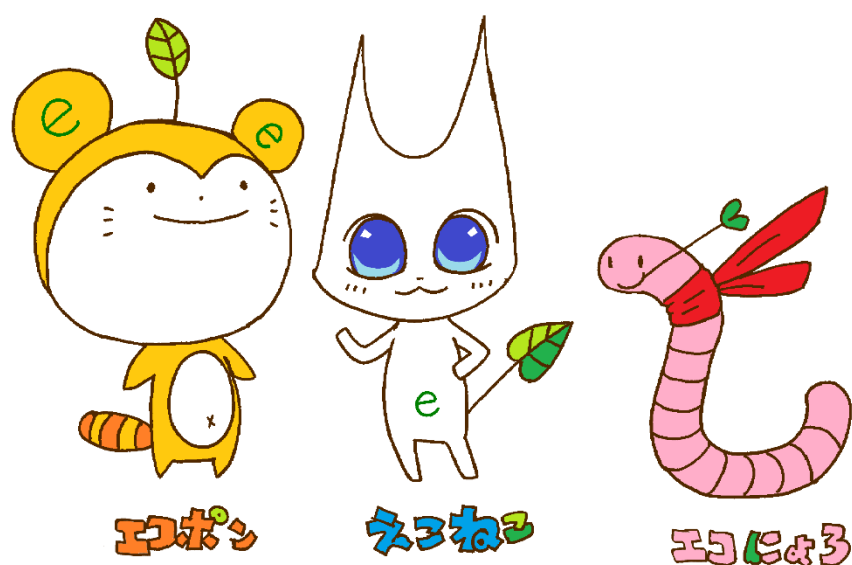


長野市環境教育・環境学習推進プログラム
(令和5年度～令和9年度)



長野市環境学習イメージキャラクター

令和5年4月
長野市

1 背景・目的

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第 130号。以下「環境教育等促進法」という。）が改正（平成24年10月 1 日施行）され、学校教育における環境教育の充実、環境教育等の基盤強化、自然体験等の機会の場の提供の仕組みの導入が図られました。また、基本方針が変更（平成30年 6 月26日決定）され、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることなど、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的人材づくりと活用を図ることが求められています。

本市では、環境基本計画に基づき環境教育・環境学習を推進するとともに、環境学習を推進するための基本方針や実践のための学習プログラムなどをまとめた「長野市環境教育・環境学習推進プログラム」を策定（平成30年 4 月）し、環境教育・環境学習の取組を進めてきました。

環境教育・環境学習の役割は、環境問題が昨今の社会情勢の変化などに伴い多種多様化しており、一人ひとりが環境問題について考え、環境保全の取組を行っていく必要があることから、より重要なものとなっています。

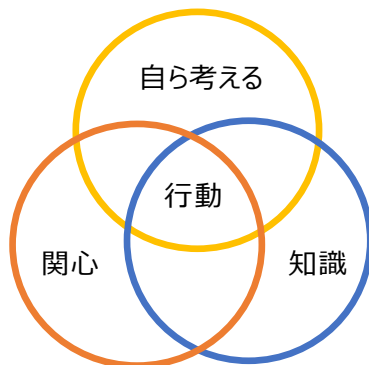
これらの状況を踏まえ、環境教育等促進法第 8 条に規定する市行動計画については「第三次長野市環境基本計画」及び「第三次長野市生涯学習推進計画」（令和 4 年 4 月 1 日施行）に集約し、同法第 9 条各号に規定する具体的な取組として、「長野市環境教育・環境学習推進プログラム」を作成し、一層の推進を図るものです。

長野市環境教育・環境学習推進プログラムの実施に当たり、次の点に留意します。

- 1 第三次長野市環境基本計画の施策「学びの推進」及び第三次長野市生涯学習推進計画の施策「ともに学びあう人と地域づくりの推進」を図るため、プログラムの内容を毎年度点検し、必要に応じ見直しを行っていくこと。
- 2 教育委員会と連携を図り、学校教育及び社会教育における環境教育の推進及び更なる充実を図ること。
- 3 市民・事業者・行政の連携・協働取組を推進するとともに、家庭、学校、職場及び地域、それぞれの場での取組を推進すること。

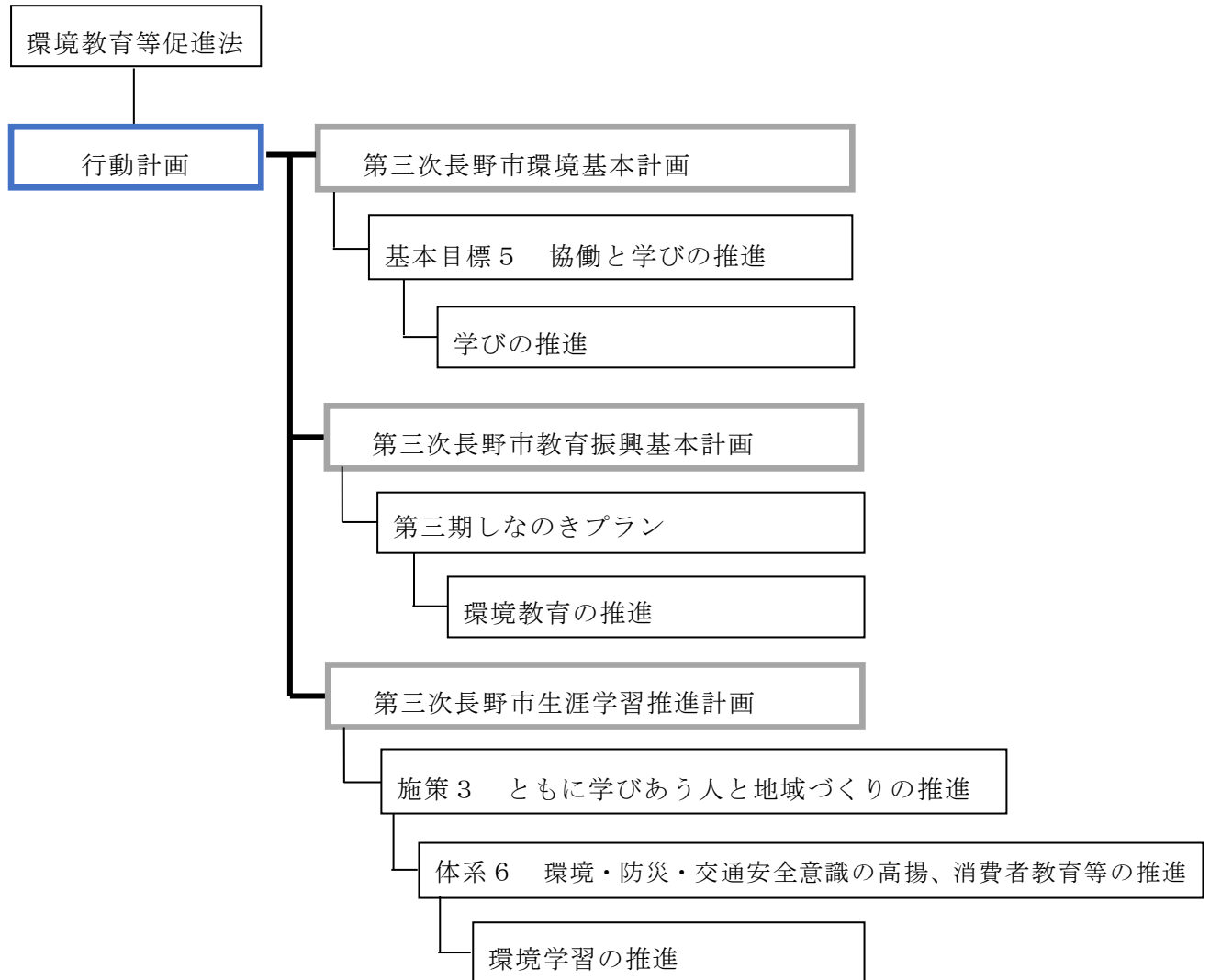
2 環境学習の推進方針

環境問題は全ての人に関わる問題であり、あらゆる年代の人が継続して学習を行う必要があります。環境学習は知識の習得だけでなく、学習を通じて環境問題に関心を持ち、自らの問題として主体的に考えることが重要となります。また、生涯にわたって行動に結びつくような人材を育てる必要があります。



3 位置づけ

長野市環境教育・環境学習推進プログラムは、第三次長野市環境基本計画の実施計画（アジェンダ）として位置づけ、関連する個別計画と整合を図り、環境教育を総合的かつ計画的に推進します。

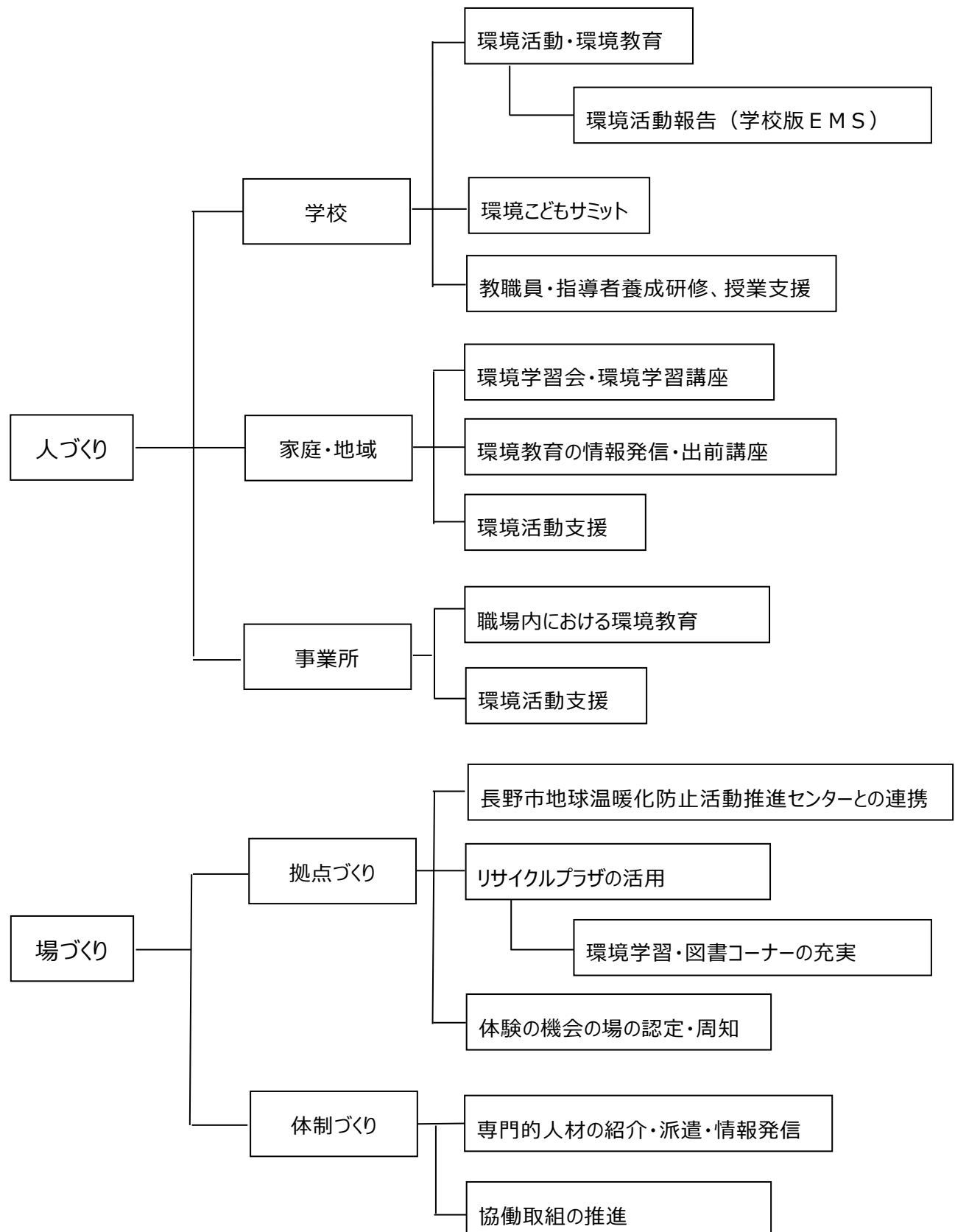


4 期間

環境基本計画等関係計画が策定された翌年度に本プログラムを策定するものとします。
本プログラムの計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

5 取組の体系

環境教育・環境学習のための取組の体系は次のとおりです。



6 それぞれの場での取組

環境教育・環境学習は、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境問題や環境の保全についての理解を深めるために行われるものです。

近年、循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギーに関するものなど、さまざまな環境問題が発生しています。これらの環境問題と社会、経済、文化等がどのようなつながりがあるのか理解し、自発的な環境保全活動につなげるためには、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要となります。

その三者が、それぞれの場で実施することができる主な取組は次のとおりです。

1 市民

(1) 家庭

- ・省エネ、ごみ減量など環境活動を各家庭で実施します。
- ・環境学習会や観察会など体験活動に参加します。
- ・参加した体験活動から家庭の環境活動につなげます。

(2) 学校

- ・学校生活を通じて環境活動について学ぶとともに実施します。
- ・学校で学んだ知識を家庭や地域で実践につなげます。

(3) 地域

- ・家庭や学校の協力を得て地域ぐるみで環境活動を実施します。
- ・出前講座や環境学習会を通じて環境活動に関する知識を身に付けます。
- ・地域の環境活動の指導者となるリーダーの育成に協力します。
- ・市立公民館・市交流センター等を活用し、地域の特性に応じた環境学習を実施します。

2 事業者

(1) 職場

- ・省エネ、ごみ減量などの環境活動を職場で実施します。
- ・環境教育・環境学習を行う人材の育成、支援に努めます。
- ・専門知識を生かし、地域や学校における環境教育・環境学習の講師を派遣します。

(2) 学校

- ・専門知識を生かし、学校における環境教育・環境学習の講師となります。

(3) 地域

- ・地域の環境活動に積極的に参加します。
- ・専門知識を生かし、地域における環境教育・環境学習の講師となります。

3 行政

- ・環境教育・環境学習の推進体制づくりや、市民・事業者の主体的な取組を支援します。
- ・第三次長野市環境基本計画及び第三次長野市生涯学習推進計画に基づき、各種施策を実施するとともに、それぞれの場での取組を推進します。

7 主な取組

具体的な取組みの内容を下記のとおりします。

(1) 学校教育における環境教育・環境学習の推進

●小中学校における環境教育・環境学習の体験型学習の推進		
内容		遠足や社会見学、総合的な学習の時間などにおける学校外活動や学校生活、環境学習会等を通じて様々な環境に触れることで、児童生徒の環境に関する知識や理解に実感を持たせ、環境活動の意欲の増進を図ります。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○授業、研修会等への支援 ・川の生き物調査、自然エネルギー、地球温暖化対策、自然観察、海洋プラスチックなどの出前講座（講師派遣）を実施します。 ○情報提供 ・環境情報紙（えこねくしょん）を作成し、環境情報を提供します。 ・環境教育用教材の開発及び提供に取り組みます。 ○新学習指導要領に基づくESDの推進 ・ながの環境エネルギーセンター、資源再生センター、リサイクルプラザなどを活用した学習を、持続可能な社会づくりを視点にして展開し、環境意識の向上を目指します。 ○環境美化活動の推進 ・学校における環境美化活動等の実施を支援します。
	【学校】 ・様々な環境に触れる機会の確保に努めます。 【職場・地域】 ・授業、教職員研修会等の講師となります。	
●小中学校での体系的な指導の推進		
内容		学校において環境教育の推進役となる教職員を対象とした研修を実施するとともに、参考となる資料等の提供、教材の開発などを通じ、児童生徒の発達の段階に応じた環境教育を行うための体系的な指導を推進します。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○教職員研修 ・環境に関する専門家を講師とした講習や施設見学を含む体験的な研修等を開催し、教職員の環境に対する見識等の向上を図ります。 ○体験学習の場の提供 ・ながの環境エネルギーセンター、資源再生センター、リサイクルプラザ、飯綱高原実験林などの市が運営する施設を体験学習の場として活用します。
	【学校】 ・教職員が研修に参加しやすい環境の醸成や環境教育が組織として進められる体制の仕組みづくりを進めます。 【職場・地域】 ・体験活動を行う場の整備・提供に努めます。	

●小中学校への学校版マネジメントシステム（EMS）の推進		
内容		環境活動が日常的に定着するよう、教育委員会と連携し、学校版環境マネジメントシステムを推進します。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○小中学校の環境活動の調査 ・市内小中学校から環境活動の報告を受けるとともに、活動内容をホームページ等で公表することにより、環境活動の更なる充実を図ります。 ○情報発信 ・環境情報紙（えこねくしょん）やホームページ等を通じて、環境情報を提供します。 ○相談 ・環境活動に関しての相談対応を通じ、学校版環境マネジメントシステムの効果的な仕組みを検討します。
	【学校】 ・日ごろ実施している環境活動を報告します。 ・他の学校で実施している環境活動を参考に、更なる環境活動の充実を図ります。 【地域】 ・学校で実施する環境活動に協力します。	
●「長野市環境こどもサミット」の開催		
内容		子どもたちが環境について考え、参加する機会として「長野市環境こどもサミット」を開催します。また、環境への意識を高く持てるよう、その成果や情報を広く発信します。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○サミットの企画・運営（事業者と協働し、実行委員会を組織） ・多くの市民、特に子ども達に、環境に関心をもち、理解を深めてもらい、環境について感じる、考える、きっかけづくりを目的に開催します。 ・学校における環境活動の発表の場として位置づけます。 ○環境宣言などの成果を発信し、環境意識の向上を目指します。
	【家庭・学校】 ・サミットに参加し、日ごろの環境活動を発表するとともに、他の学校、団体等の発表を聞き、学校等における環境活動の更なる充実を図ります。 【職場・地域】 ・サミットの開催を支援します。	

(2) 市民を対象とした環境教育・環境学習の推進

●幅広い分野での継続的な環境教育・環境学習の推進		
内容		地域や家庭における環境教育を活性化していくために、市民を対象とした、幅広い分野及び場での継続的な環境教育、環境学習を推進していきます。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○環境学習会 ・地域の資源を学習素材とした環境学習会を実施するなど内容の充実を図ります。 ・市立公民館・市交流センター、リサイクルプラザで開催する講座をはじめ、環境学習の機会を充実します。 ・多様な体験の場や機会の充実を図ります。 ○情報発信 ・ホームページ、広報紙、SNS、環境学習コーナーなどの活用や充実により、多角的な情報発信に努めます。 ○出前講座 ・市政出前講座を通じて住民自治協議会の活動を支援していきます。 ○各種イベントにおける啓発 ・環境フェアなど、様々なイベントに参加し啓発に取り組みます。
	【家庭】 ・行政等が発信する情報を取得し、省エネ行動などの環境活動を実施します。 【地域】 ・市立公民館・市交流センター事業を活用するなど地域の特性に応じた環境学習会を実施し、環境保全活動に取り組みます。 【職場】 ・清掃活動などの環境保全活動に参加することを通じ、職員一人ひとりの環境に関する意識を高めるとともに、意欲の増進に努めます。	
●自然とのふれあいや体験学習の場・機会の整備・提供の推進		
内容		地域や家庭における環境教育を活性化していくために、多様な体験活動の場や機会の充実を図ります。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○環境学習会 ・市内河川や森林などを活用した各種環境学習会、環境観察会など、体験的な環境学習会を開催します。 ○体験の機会の場 ・飯綱高原実験林などの市が運営する施設を体験学習の場として活用できるよう、広く市民に情報を提供していきます。 ・「体験の機会の場」について、認定の促進を図り、体験学習の場として広く周知することに努めます。
	【家庭】 ・環境学習会、環境観察会に参加し、環境保全の重要性への理解を進めます。 【職場・地域】 ・体験の機会の場を提供し、地域等における体験学習等を効果的に進めます。 ・環境学習会、環境観察会を実施し、環境保全の重要性への理解を進めます。	

●こどもエコクラブなど環境活動団体の支援		
内容		こどもエコクラブや環境パートナーシップ会議等の環境活動団体を支援します。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○こどもエコクラブの活動支援 ・こどもエコクラブ全国事務局のサポーターとして、活動を支援するとともに、情報を提供していきます。 ○ながの環境パートナーシップ会議への支援 ・市民、事業者、行政の三者が協働して環境共生のまちづくりを進めるため、ながの環境パートナーシップ会議の事務局として、活動を支援します。
	【家庭・学校】 ・こどもエコクラブやながの環境パートナーシップ会議などに登録し、活動することを通じて、環境保全の重要性を理解します。 【職場・地域】 ・地域の様々な環境保全活動やながの環境パートナーシップ会議などに積極的に参加、協力、支援を行います。	
●地域における環境美化の推進		
内容		環境美化意識の高揚やマナー向上を図るため、ごみ拾いや清掃活動への参加を奨励し、啓発活動を推進します。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、海洋汚染
令和5～9年度の取組	市の取組	○環境美化活動の推進 ・地域におけるごみゼロ運動や環境美化キャンペーン等の実施を支援します。
	【家庭・学校】 ・地域での環境保全活動に参加し、環境保全の重要性を理解します。 【職場・地域】 ・地域の様々な環境保全活動に積極的に参加、協力、支援を行います。	

(3) 事業者を対象とした環境教育・環境学習の推進

●幅広い分野での継続的な環境教育・環境学習の推進		
内容		事業所における環境教育を活性化していくために、事業者を対象とした、幅広い分野及び場での継続的な環境教育の推進と情報の提供に努めます。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギー
令和5年度の取組	市の取組	○情報発信 ・環境にやさしい具体的な行動の事例や新技術など環境に関する情報の提供に努めます。 ・事業所向けの支援サイトを開設し、環境情報等を提供します。 ○支援 ・環境活動に関しての相談に対応します。 ・E S G投資の推進について検討します。
	【事業所・職場】	・従業員に対する環境教育を進めるとともに、環境保全活動に取り組みます。 ・事業活動を通じた環境保全活動の経験を活かし、環境教育や環境学習に役立つ情報を積極的に提供します。 ・環境教育・環境学習を行う人材の育成、支援に努めます。
●事業所における環境美化の推進		
内容		環境美化意識の高揚やマナー向上を図るため、ごみ拾いや清掃活動への参加を奨励し、啓発活動を推進します。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、海洋汚染
令和5年度の取組	市の取組	○環境美化活動の推進 ・清掃活動などの環境美化活動の実施を支援します。
	【職場・地域】	・職場や事業所での様々な環境保全活動に積極的に参加、協力、支援を行います。

(4) 環境情報の発信拠点の充実

●環境学習コーナーの充実		
内容		環境教育の取組を促進するため、環境に関する情報提供の体制として、環境学習コーナーの充実を図ります。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○環境学習コーナーの充実 ・リサイクルプラザ内の環境学習・図書コーナーの充実を図るため、環境関連図書やDVDを購入し、環境情報を提供します。 ・環境関連事業の募集、学習会、講習会等の案内など情報発信の拠点として活用します。
	【学校・家庭・職場・地域】	・環境学習コーナーを利用し、主体的な学習に努めるとともに、環境保全活動に取り組めます。
●長野市地球温暖化防止活動推進センターでの、地球温暖化対策の学習会の開催、エネルギーの適正利用の啓発活動の推進		
内容		長野市地球温暖化防止活動推進センターとの連携を強化するとともに、同センターを環境教育の拠点の一つと位置付け、地球温暖化対策の学習会の開催などを通じて、環境保全の取組を促進します。
対象テーマ		気候変動、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○長野市地球温暖化防止活動推進センターの事業支援 ・同センターが実施する地球温暖化防止活動推進員派遣や講習会開催などの啓発広報事業、省エネ相談などの支援事業、エコグッズ貸出しなどを通じた調査事業、図書等利用コーナーを運営する情報提供事業等を支援します。
	【学校・家庭・職場・地域】	・地球温暖化防止活動推進センターを利用し、エネルギーの適正利用など主体的な学習に努めるとともに、環境保全活動に取り組めます。
●リサイクルプラザを拠点とした3R+Rの推進		
内容		リサイクルプラザを拠点に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え「+R」としてレジ袋の受け取りを断る（リフューズ）やプラスチックごみを新たな製品へ生まれ変わらせる（リボーン）など、それぞれの状況にあった取り組みを推進します。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、海洋汚染、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○リサイクルプラザの運営、事業支援 ・3R+Rの推進のための講習会や学習会開催などを支援します。 ・啓発広報事業、イベントなどを通じた調査事業、環境学習コーナーを運営する情報提供事業等を支援します。 ・併設のサンマリーナがのりと連携した活動や情報発信などを支援します。
	【家庭・職場・地域】	・リサイクルプラザなどを利用し、3R+Rについて主体的な学習に努めるとともに、環境保全に取り組めます。

(5) 地域における継続的な環境学習を推進するための体制の検討

●環境学習等における専門的人材の効果的な活動促進		
内容		環境教育・環境学習で重要となる専門的な知識を有する人材の活動と連携し、市民・事業者の環境活動のサポート体制の充実を図ります。
対象テーマ		循環型社会、気候変動、生物多様性、海洋汚染、公害、エネルギー
令和5～9年度の取組	市の取組	○情報発信 ・各団体や人材の活動を広く効果的に周知・紹介するため幅広い分野に及ぶ活動を整理し情報を発信します。 ○人材の紹介・派遣 ・市民・事業者・地域・学校等にとって適した人材の紹介や派遣体制を整えます。 ・出前講座の充実、ホームページやSNSの活用など情報提供の在り方を検討します。 ○相談 ・環境学習についての相談応対を通じ、継続的に環境学習が実施できる体制について検討します。
	【家庭】 ・環境学習会に参加し、環境保全の重要性への理解を進めます 【学校・職場・地域】 ・環境学習会を開催するなど環境保全活動の機会の確保に努めます。 ・環境教育・環境学習を行う人材の育成、支援に努めます。 ・協働した取組の推進に努めます。	

8 推進体制

本プログラムを推進していくため、庁内関係課及び環境活動団体等と連携、調整を図り進めていきます。

【長野市環境教育・環境学習推進プログラム 推進体制図】

